質問回答書

2023年 7月 24日

案件名:「ルワンダ国宇宙分野人材育成」

(公示日:2023年7月12日/調達管理番号:23a00352)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	当該頁項目 企画競争説明書 12 ページ	質問 当該項の本文「活動 1-3 に関連して、…」で始まる段落に「②衛星データ利活用に関する本邦研修(関係省庁・機関(エンドユーザー)対象、3名×3回、各2週間程度、研修先は本邦省庁及び機関、企業等を想定)^{2}を企画し」とあります。 一方、同項の脚注2では「従って、3名(当該機関のCDO(Chief Digital Officer) + エンジニア、RSA)、研修期間は2~4週間(14日~28日で渡航日数を含む)の4回(4機関)を想定しており」と記載されており、本文の3名×3回と矛盾しています。	申し訳ございません。脚注2(従って、3 名(当該機関の CDO(Chief Digital Officer)+エンジニア、RSA)、研修期間は2~4週間(14日~28日で渡航日数を含む)の 4 回(4機関)を想定しており)が正となります。 他方で、研修期間や回数に関して、企画競争説明書の内容と異なるご提案をいただいても差し
		同脚注に「エンドユーザーとなる関係省庁・機関 (MINIFRA(インフラ省)、MINERMA(非常事態 省)、MINAGRI(農業省)、METEO(気象庁)) において」と 4 機関あることを踏まえると、3 名 x4 回が正だと思われますが、この理解で正しい でしょうか?	

企画競争説明書 16ページ 副業務主任者を配置する場合、担当分野を以│副業務主任者を配置する場合、担当分野をご提 下の通り分割することは可能でしょうか?ある一示の通り分割することは可能です。 いは、業務主任者と同じ担当分野にする必要がしなお、「コンサルタント等契約におけるプロポー あるのでしょうか? 業務主任者:「業務主任者/調査・分析(宇宙|記載がありますとおり、特例として認めていま 関連機関)」 す。 副業務主任者:「副業務主任者/研修監理」 成ガイドライン(抜粋)

ザル作成ガイドライン 124ページに以下のとおり

コンサルタント等契約におけるプロポーザル作

○副業務主任者が担当する専門分野の特例 次世代の業務主任者の育成を制度の目的の一 つとしていますので、副業務主任者は業務主任 者と同じ専門分野(業務主任者が担うべき専門 分野)を担当し、「類似業務の実績」の評価に当 たっては業務主任者と同じ「類似業務」で評価を 行うこととしています。しかしながら、提案者とし ての「次世代業務主任者の育成」戦略等の理由 により、副業務主任者が「業務主任者が担うべ き分野と異なる専門分野」を担当することが適当 である場合については、特例としてこれを認める こととしています。この場合、「次世代業務主任 者の育成」という目的が確保されているか否か を業務管理体制の「体制評価」として評価します ので、プロポーザルにそのような提案を行う理由 を詳細に記載願います。(以下略)

F			
3	P.1 3.競争に付する事項 (3)適	指示書の P.1 には、「なお、本邦研修(または本	本邦研修(または本邦招へい)に係る経費(定額
	用される契約約款	邦招へい)に係る業務については、別途「技術	計上 No1~No4)については別途契約を締結し
	及び P.19 4.見積書作成にかか	研修等支援業務実施契約約款」を適用した契	ます(課税対象)。
	る留意事項 (2)上限額について	約を締結します。」と記載されている一方、P.19	ただし、本邦研修でない No5 の定額計上につい
		には「定額計上分は契約締結時に加算して契	ては本案件の契約に含みます(課税対象外)。
		約します」と記載されています。定額計上分に	
		は、本邦研修に係る経費が含まれており、本案	
		件の契約締結時に加算される(本邦研修に係る	
		業務も契約締結時に本案件の契約に含まれる)	
		という理解でよろしいでしょうか。	
4	P.12 (5)各成果に係る業務 1)	本文中に「①衛星開発に関する本邦研修(RSA	ご提案いただいた内容は、特段指示内容に抵触
	成果1に係る業務 「●活動1-3	対象、2名×1 回、6 か月程度、研修先は宇宙	するものではございません。他方で、大学への
	に関連して」について	利用実証施設を持つ大学を想定)」とあります。	委託を想定しておりますので、自前の実証・試験
		これに対応する脚注1においても「本邦の衛星	施設を持たない大学と、外部施設の距離が離れ
		試験施設を持つ大学」と書かれています。この	ている場合には、移動等が必要となり効率の観
		ような条件を満たす大学がある一方、自前の実	点から評価が低くなる可能性があります。
		証・試験施設を持たずとも、公的団体が有する	なお、「コンサルタント等契約におけるプロポー
		施設を支障なく利活用出来る体制にある大学が	ザル作成ガイドライン」4ページ 17 行目に記載
		あると理解しています。提案するにあたり、その	のとおり、企画競争説明書の内容と異なる内容
		ような大学を研修受け入れ先の候補に含めるこ	の提案については、これを認めております。
		とは、貴指示内容に抵触するでしょうか。	
5	同上	本文中に「②衛星データ利活用に関する本邦研	質問回答2をご参照ください。
		修(関係省庁、機関(エンドユーザー)対象、3名	
		×3回、各2週間程度、研修先は本邦省庁及び	
		機関、企業等を想定)を企画し、実施する。」と	
		あります。一方、この記述に対応する脚注2に	
		は「従って、3名(当該機関の CDO(Chief	
	•		·

			,
		Digital Officer) +エンジニア、RSA)、研修期間	
		は2~4週間(14日~28日で渡航日数を含む)	
		の4回(4機関)を想定しており、」と書かれてい	
		ます。本文と脚注の間で、回数と研修期間に違	
		いが認められます。どちらが正しいでしょ う か。	
6	P.17 2.業務実施上の条件 (2)	約12.00人月の記載の次の文章に、「本邦研修	業務量の目途である約12.00人月の内訳は、本
	業務量の目途と業務従事者構成	の調整に関する業務人月 1.00 人月を含む(本	邦研修の調整に関する業務人月 1.00 人月+そ
	1)業務量の目途	経費は定額計上に含まれる)。」とございます。	の他の業務人月 11.00 人月となります。
		業務量の目途である約 12.00 人月には、本邦	
		研修の調整に関する業務人月 1.00 人月は含ま	
		れない(1.00 人月は定額計上(P20 表の4に該	
		当)に含まれる)という理解でよろしいでしょう	
		か。	
7	P.19-20 4.見積書作成にかかる	表中記載の「1 本邦大学での研修実施経費	受注者に実施いただく業務の対象は、原則「実
	留意事項 (4)定額計上について	(衛星技術開発)」、「2 本邦大学での研修実施	施業務」のみであり、「受入業務」及び「監理業
		経費(衛星開発・利用学科設立)」及び「3 本邦	務」については、当機構で対応します。(コンサ
		省庁及び本邦民間企業での研修実施経費」に	ルタント等契約における研修・招へい実施ガイド
		共通する質問です。本邦研修への参加者(研修	ライン2ページに記載)
		生)に要する国際航空賃、国内交通費、宿泊	ご質問いただきました本邦研修への参加者(研
		費・日当も定額計上分に含まれるのでしょうか。	修員)に要する国際航空賃、国内交通費、宿泊
		それとも、通例に倣い、貴機構が直接手配・支	費・日当は、当機構にて直接手配・支給致しま
		給されるのでしょうか。加えて、通常貴機構にて	す。
		直接配置される研修監理員の有無について、ご	また、研修管理員の配置は現時点で未定です
		教示ください。	が、配置する場合は当機構にて手配致します。
8	同上	表中記載の「3 本邦省庁及び本邦民間企業で	研修実施経費として計上しておりますので費用
		の研修実施経費」の費用項目は「国内業務費」	項目は「国内業務費」とし、再委託とは別にしてく
		とされています。これを金額はそのまま、費用項	ださい。

		目を「国内業務費あるいは国内再委託費」とす ることは可能でしょうか。	なお、第3章にて定額計上とした内容は、プロポーザ ル時の見積書には含めません。 定額計上分は契約締結時に契約金額に関して契約します。
9	同上	表中記載の「4 上記1~3の研修実施にかかる業務人月」の費用項目は「報酬」とされています。これを金額はそのまま、費用項目を「報酬あるいは国内再委託費」とすることは可能でしょうか。	